

経済産業省

20240802保第4号
令和6年8月9日

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

経済産業大臣 齋藤 健

家庭用品品質表示法第3条第4項及び第5項の規定に基づく要請

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため家庭用品品質表示法第3条第4項及び第5項の規定に基づき、別紙1及び2のとおり表示の標準となるべき事項を変更することを要請します。



家庭用品品質表示法 繊維製品品質表示規程に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

I. 変更の要請の背景及び理由

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に対し家表法施行令及び施行規則で指定された家庭用品について品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律である。

繊維製品は家表法の表示の対象製品であり、家表法に基づく表示すべき事項（表示の標準となるべき事項）は「繊維製品品質表示規程（以下「繊維規程」という。）」として規定され、繊維の名称を示す用語についても、繊維規程第6条により指定用語を使用しなければならないとされている。

今般、「JIS L1030-2 繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率」の改正が行われ、繊維製品の混用率試験において新たに規定された繊維があることから、繊維規程における整合性を鑑みて、変更を行う必要があると考えられるため、家表法第三条第四項の規定に基づき、公定水分率の当該事項の変更を要請する。

指定用語については、「JIS L0204-2 繊維用語（原料部門）—第2部：化学繊維」の改正により、化学繊維用語が改正されたところであり、同様に指定用語における整合性を鑑みて、変更を行う必要があると考えられることから、家表法第三条第四項の規定に基づき、指定用語の当該事項の変更を要請する。

II. 変更の概要

1. 背景

アクリレートは、水分率が20～40%と非常に高い繊維として複数の種類が流通しているが、「JIS L0105 繊維製品の物理試験方法通則」においては、「その他の繊維」として、0.0%とされていた。欧州でも同様の状況だったが、2018年に欧州委員会が繊維製品の繊維名及び組成表示に関するEU規則を改定し、アクリレートの水分率を30.0%と決定・公布した。

我が国でもこれを受けて、2020年にJIS L0105の改正が行われることとなり、これまで「人造繊維」のうち「その他のもの」として公定水分率「0%」に分類されていたアクリレートは新たに「アクリレート」として追加され、公定水分率「30.0%」とされた。

また、アクリレートについては、「JIS L0204-2 繊維用語（原料部門）—第2部：化学繊維」の改正が2020年に行われ、附属書参考にあった「アクリレート系繊維」が本文へ移動し「アクリレート」として追加する改正が行われた。2021年には対応国際規格のISO2076も改正され、「Polyacrylate」として追加されている。

一方で、公定水分率を加味して試験を行う正量混用率については、その試験方法を規定する「JIS L1030-2 繊維製品の混用率試験方法—第2部：繊維混用率」の改正が行われていなかったため、実質的にJIS L0105の改正は適用されない状態だ

ったが、2024年にJIS L1030-2が細分化され、「JIS L1030-2-3 繊維製品の混用率試験方法－第2－3部：繊維混用率－溶解試験」等において、アクリレートに関する試験方法等を規定する形で改正が行われたことから、他の繊維との区別が明確となり、混用率試験においてアクリレートに関する試験方法が確立されることとなった。

このため、繊維規程の第二条に関連する別表第3及び第六条に関連する別表第6において、JISの公定水分率及び用語を参考としていることから、整合性を図るために改正の必要が生じたものである。

2. 改正概要

繊維規程の別表第三にアクリレート繊維「三〇・〇パーセント」を追加。

別表第三の変更箇所は以下のとおり。

	繊維	水分率
	《省略》	
新規	ポリアクリルニトリル系合成繊維	二・〇パーセント
	アクリレート繊維	三〇・〇パーセント
	《省略》	

繊維規程の別表第六に「アクリレート」を追加。

別表第六の変更箇所は以下のとおり。

	分類	繊維等の種類	指定用語
	《省略》		
新規	合成繊維	ポリアクリルニトリル系合成繊維	アクリル 八十五パーセント以上のもの
			その他のもの
		アクリレート繊維	アクリレート

III. 改正時期について

(施行期日)

- 1 この告示は令和7年1月1日から施行することを予定。

(経過措置)

- 2 令和7年12月31日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができることを予定。

(注) 経過措置として、施行後1年間の猶予期間を予定。

家庭用品品質表示法 雑貨工業品品質表示規程のクレンザーに係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

I. 変更の要請の背景及び理由

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に対し家表法施行令及び施行規則で指定された家庭用品について品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律である。

クレンザーは、家表法の表示の対象製品であり、家表法第3条第1項に基づき、雑貨工業品品質表示規程（以下「雑貨規程」という。）において、表示すべき事項（表示の標準となるべき事項）が定められている。

クレンザー製品のうち、塩素系の製品は、酸性タイプの洗浄剤との併用等により、塩素ガスが発生し、使用者の事故の原因となり得る場合には、「まぜるな危険」等の特別注意事項を表示する旨が定められている。他方で、酸性タイプのクレンザー製品については、こうした特別注意事項について定められていない。

以上を踏まえ、一般消費者の利益の保護に資するとともに、流通の改善に資することを目的として、酸性タイプの製品に関する表示の適正化を図る必要があるため、家表法第3条第4項に基づき雑貨規程の変更を要請する。

II. 変更の概要

1. 背景

クレンザー製品は、その性質によって塩素系、酸性タイプ、中性等の製品がある。このうち、塩素系の製品については、酸性タイプの洗浄剤等と併用すること等により塩素ガスを発生するおそれのある場合は、雑貨規程上、「まぜるな危険」等の特別注意事項を表示する旨が定められている。

他方、国内に広く流通することが塩素系の製品と比較して後になった酸性タイプの製品については、上記の特別注意事項が定められていないところであるが、酸性タイプの製品は、塩素系の洗浄剤との併用等により、塩素ガスが発生し、使用者の事故の原因となり得る。

酸性タイプの製品について、上記の注意事項を求めることは、一般消費者がその購入に際し不測の損失を被ることを回避し、一般消費者の利益の保護に資するとともに、事業者が適切な表示を行っている商品を製造・販売しやすくなることにより流通の改善に資する。

2. 改正概要

雑貨規程の別表第二の二十八（台所用、住宅用又は家具用の磨き剤）のクレンザーについて、新たに、以下の内容の注意事項を追記するとともに、その注意事項の表示を求めるべき製品の判断基準となる塩素ガス発生試験の方法等を定める。

別記「塩素ガス発生試験(酸性タイプ)」で規定する試験又はこれと同等以上の精度を有する試験で測定した結果、一・〇ppm以上塩素ガスを発生するものについては、次に掲げる特別注意事項を表示すること。

イ 「まぜるな 危険」

ロ 「酸性タイプ」

ハ 塩素系タイプの製品と一緒に使う(混ぜる)と有害な塩素ガスが出て危険である旨。

あわせて、雑貨規程における特別注意事項に係る説明の規定について、関連する品目間で、注意事項を記載する際の字の大きさの判断基準となる製品体積の規定のされ方が統一されていない(体積にキャップを含める旨が、品目によっては明記されていない)ため、また、他の規定において表現のばらつきがあるため、これらを揃えるため、所要の見直しを行う。

Ⅲ 改正時期について

(施行期日)

1 この告示は令和7年1月1日から施行することを予定。

(経過措置)

2 令和7年12月31日までの間に雑貨工業品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができることを予定。

(注) 経過措置として、施行後1年間の猶予期間を予定。